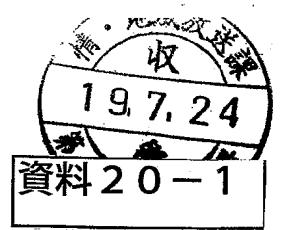


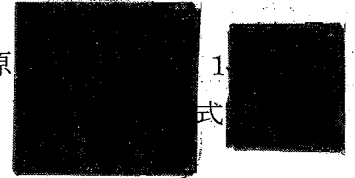
裁定申請照会事項回答書



平成19年7月23日

情報通信審議会有線放送部会
部会長 根元 義章 殿

郵便番号 870-0147
住所 大分県大分市小池原
名称 大分ケーブルネッ
代表者氏名 代表取締役社長



拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成19年7月17日付けにて御照会のありました、総務大臣の裁定申請に関しまして、別紙の通り、御回答を申し上げます。

敬具

連絡先：大分ケーブルネットワーク株式会社
(担当 江藤、糠塚)

TEL 097-558-3408

FAX 097-558-2156

別 紙

①－１ 照会事項（１）に対する貴社の回答においては、「デジタル化に伴ってチャンネル数が増加し」、「地域住民の要望に早期におこたえすべく、防災対策最優先での構築を実施した」ため、当該放送局の再送信について停止したとあるが、現在では当該放送局の再送信が十分可能であるとするインフラ面での改善点や地域住民のニーズについて、その事実を具体的かつ客観的なデータに基づき説明されたい。特にインフラ面の改善については、必ず、数値をあげて説明されたい。

回 答

○インフラ面での改善点

平成１８年１２月１日から開始された大分県内の地上波デジタル放送に合わせ弊社施設・伝送路の改修を行いました。これにより弊社全エリアにて広帯域化（７７０MHz化）が完了し、平成１８年１２月の大分県内地上デジタル放送開始と同時に別紙１の「大分県内地上デジタル放送にて使用する伝送チャンネル」の通り地上デジタル放送をお届けしております。

これら広帯域化により福岡地上デジタル放送を伝送する帯域（U27chからU31ch）も確保し伝送する機器も準備が完了しております。

- 参考資料：別紙１ 地上デジタル放送の伝送帯域
別紙２ 大分ケーブルネットワーク株式会社
ヘッドエンド系統図
別紙３ 大分ケーブルネットワーク株式会社
地上デジタルヘッドエンド・系統図
別紙４ 内示注文書

ゆえに当該放送局様の再送信が出来ます。

○地域住民のニーズについて

平成１８年１２月に大分県内の地上波デジタル放送開始以来、視聴者の皆様から非常に多くの問い合わせが寄せられるようになりました。

通常１日２０本から４０本程度の電話問い合わせのところ、１２月中は１日６０本から８０本程度に急増いたしました。

- ・デジタル放送はどうやったら視聴できるのか？
- ・デジタル放送の仕組みを教えてください
- ・デジタルテレビを買ったから見られるように設定に来てほしい

など地上波デジタル放送視聴に関する問い合わせを多く頂きました。

年が明け電話の数はますます増え、1日70本から100本程度のお問い合わせを頂き、その中の約半数は福岡のデジタル放送に関する内容で電話対応や訪問による説明など社員総出で対応いたしました。

- ・福岡のデジタル放送は映らないのか？
- ・いつになったら福岡はデジタルになるのか？
- ・福岡の放送ではE P Gは使えないのか？
- ・大分の放送はデジタルなのに福岡の放送はなぜアナログのままなのか？

など福岡の地上波デジタル放送視聴を希望する意見が多く地域住民のニーズにこたえるべく福岡のデジタル放送の再送信は早期に放送すべきと考え準備を行ってまいりました。

①－２ 照会事項（２）に対する貴社の回答においては、「加入者の皆様からも同一市内における地上デジタル放送区域外再送信の公平、平等な視聴をアナログ放送に増して、更に強く求められている」とあるが、加入者から強い要望があるという具体的事実を示されたい。

回 答

現在、同一市内に複数のケーブルテレビ局が存在し視聴エリアが重複している地区もございます。特に弊社のエリア内は90%程度は他社と重複しております。そのような環境の中、現在アナログ区域外再送信について、他社では福岡局が5局視聴でき弊社では3局視聴と局数の差が生じ、5局視聴を望む強い要望は毎日のように弊社に寄せられております。（別紙5 2007年7月度視聴者コメント 参照）

地上デジタル放送については、照会事項（１）の回答でも示しましたように視聴者様は地上波デジタル放送の区域外再送信を切望されており、弊社も施設の改修・構築をして当該放送局様の再送信の準備は整っております。早期に地上波デジタル放送区域外再送信を切望いたします。

②－１ 照会事項（１）に対する貴社の回答においては、「当該放送局の再送信について無断で停止したことが事実です」とのみ掲げられており、無断で停止したことに対する当該放送局や視聴者に対する責任感の欠如を指摘する意見があった。これに対する貴社の所感を示されたい。

回 答

当該放送局様に無断で再送信を停止した行動は弊社の身勝手な判断と放送事業者として絶対に行ってはいけないことです。当該放送局様はもとより視聴者の皆様ならびにその他の関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

今回、停止に至った経緯として平成１７年にエリア拡張した高田地区防災システムの存在がございます。

（別紙６ 参考資料「高田地区防災システム導入に至った経緯」参照）

防災システム導入当初は設備計画上、インターネットでのみ映像を提供しテレビのチャンネルでの配信は設備を増設した後に配信する予定でありましたが、平成１７年９月の台風１４号襲来の際、地区の自治会長他役員の方々が会社に詰め寄り、

「インターネットでは操作が複雑で高齢者には難しい。簡単にテレビのチャンネルを切り替えて見られるようにしてほしい。至急に映像を流してほしい。」

と懇願されました。弊社としても苦渋の決断を強いられ、住民の安全を考えることが優先と考え、当該放送局様用として使用している機器を防災映像用に切り替えた次第でございます。

②－２ たとえ地域住民の要望に早期にこたえるためであったとしても、当該放送事業者に事前に連絡・相談がなかったのか理由を示されたい。

回 答

ご指摘の通り、たとえ緊急を要する事案であったとしても、放送事業者として絶対に行ってはいけないことであり、視聴者の皆様に対する信頼を著しく損ない、当該事業者様に対しても事前に連絡・相談を行うべきであったと考え、深く反省する次第でございます。この件に関しましては、再送信同意書の内容に対する認識不足及び、弊社内での身勝手な判断に基づいた行動であり、当該放送事業者はもとより視聴者の皆様に軽視した行動であり、私共の業務に関係いただいているすべての皆様に多大なるご迷惑をおかけいたしました。深くお詫び申し上げます。

②－３ 当該放送局からの指摘を受けて、貴社において、当該放送局に対して、これまでに取られてきた対応及び今後の対応を具体的に説明されたい。

回 答

(ご指摘を受けてからこれまでの対応について)

まずは、当該放送局様からのご指摘を受けた平成19年3月12日以降に無断で停止したことについてのお詫びをするために九州朝日放送株式会社様に平成19年3月14日、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社様に平成19年3月16日に訪問をさせていただきました。訪問した際にも、ご担当者様より、どういう理由、事態であっても法令遵守(再送信同意書の意義)に関する意識の欠如を強く指摘されました。

(今後の対応について)

(1) 再発防止策として当該放送局様への定期訪問を実施します。

(年2回訪問)

(理由について)

今回の事態発生を厳粛に受け止め、区域外再送信に関する再発防止策として、当該放送事業者様に対し、会社役員1名、区域外再送信同意に係る担当部署1名が6箇月に一度訪問いたします。その際に弊社に寄せられる番組に関する視聴者様からのご意見や社内体制改善に関する実施報告を提示いたします。当該事業者様より意見、要望等が発生した場合は、速やかに対応いたします。このようにして、再発防止の一環として定期訪問を実施することにいたしております。

③ 照会事項（２）に対する貴社の回答においては、「デジタル放送はすばらしく、」とあるが、見方によっては、放送内容が「すばらしく」なければ、さらに再停止を行う可能性があるように思えるが、今後、再停止を行わないとする根拠を具体的に説明されたい。

回 答

今回、弊社の回答における「デジタル放送はすばらしく、」という言葉の意図は、放送内容に関する評価のみならず、デジタル技術は視聴者の皆様により豊かで便利な生活環境を提供する機能があるとの技術開発のすばらしさを表現したものです。

以下に申し述べますように、地上デジタル放送に対して視聴者様から様々な形で要望が寄せられております。従いまして、再送信同意をいただければその責務を果たすため万全の努力をいたす所存です。

< 視聴者からの要望と責務 >

昨年 12 月のデジタル放送開始以来、視聴者の皆様からデジタル放送に対する関心は高く（いつでもニュースや天気予報などの情報が見られるので便利だ、録画予約も簡単にできるように、なった。ゴーストがなくて鮮明な画像で番組を楽しめるなど）アナログ放送とはサービスの質が全然ちがっていると視聴者の皆様にも大変喜んで頂いております。

また、逆にどうして福岡の放送は同じようにデジタル放送サービス機能が使えないのか、いつになったら見られるようになるのか、番組も地元局と同じように鮮明な画像で福岡局も見たいという苦情が今なお、日々の宅内機器取付工事時、メンテナンス工事による訪問時、会社での電話による受付窓口等で視聴者の皆様から、ご相談が毎日のように寄せられています。

弊社と致しましては今後、放送事業者としての責務の重大性を再認識し、毎日数多くの地元視聴者の皆様から寄せられる暖かいお言葉を真摯に受け止め、今回の停止措置再発防止に向けた社内体制の早期改善はもとより地元視聴者の皆様に対して失った信頼を回復するためにも福岡 4 局のデジタル放送再送信を早期に実施いたしたく存じます。

④ 上記②－２に関連し、デジタル放送では再送信の停止を生じさせないと考える根拠を、具体的に説明されたい。特に、デジタル放送では、放送局との間での契約を誠実に遵守することを客観的に説明し得る社内体制の改善等があれば、その旨を具体的に説明されたい。

回 答

今回の当該事業者様に対しての弊社における行動は、ご指摘を頂いた放送事業の前提となる法令遵守及びコンプライアンスなどに関する意識の欠如が、根底にあったものと考えております。どのような事態があったとしても、当該放送事業者様への連絡・相談をしてないことはもちろんのこと、停止をする行動そのものの判断を弊社独自で行ってしまい、多くの視聴者の皆様や関係者の皆様の信頼を著しく損なってしまったことに対する認識が足りないことにほかなりません。役員及び社員一同深く反省いたしております。

今回の行動に際し、視聴者の皆様方や関係者の方々に、ご迷惑をおかけしましたこと大変申し訳なく重ねてお詫び申し上げます。

今後は、法令遵守の意識を高め、二度とこのような行動を起こすことのないよう配慮するとともに以下、２つの改善策に取り組みます。

1、デジタル放送協議委員会の設置

(設置及び開催日)

デジタル放送協議委員会は、番組審議委員会の開催時に並行して設置し、開催する為、初回開催は出来るだけ早く行うこととする。

(目 的)

視聴者の意見、質問、批評を第三者的視点から意見を述べてもらい、今後の弊社の放送事業運営全般について様々な提言を頂くことを目的とする。

(構 成)

弊社社長より委嘱。番組審議会委員の中からデジタル放送協議委員2名、他に一般視聴者1名、計3名を弊社にて委嘱する。

② 事務局は番組審議委員会と兼務する。

(運 営)

デジタル放送協議委員会の開催は、初年度は年2回、その後は原則1年に1回とする。また、放送内容の変更や緊急事案が発生した場合は、臨時に開催する。

(役 割)

番組審議委員会が有識者から自主放送番組に関する視聴意見を収集する機関であるのに対して、デジタル放送協議委員会は、一般視聴者に参加してもらうことにより、視聴者の皆様が弊社に対して何を求めているか、第三者的視点で意見を述べてもらい、検討した上で、業務内容の改善を求める委員会とする。

また、この委員会開催後、弊社ホームページにて協議内容を公開する。

2、コンプライアンス（法令遵守）の基本再認識

今回の行動に対して役員及び社員一同が改めて反省するとともに、コンプライアンスに関する基本的な考え方や個々の業務に関連する事項をまとめた、コンプライアンスマニュアルを策定して、全役職員に配付し、再発防止に向けて認識の徹底を図っていきます。

コンプライアンスに関する研修等についても積極的に参加し、資料内容については社内 LAN を活用したコンプライアンス教育を定期的に行っていきます。

最後に、今後は、視聴者の皆様の信頼を早く回復できるように、完全デジタル化時代において、本当に必要とされる地元密着型インフラとなるように健全な放送事業運営に全社員一丸となって、全力で取り組んで参ります。

以 上